

# 給食停止手続きについて

長期欠席の場合給食を停止することができます。申請が必要になりますので、申請書を記入し学校へ提出してください。

## 長期欠席とは

連続5日以上休む（土日休日を除く）場合が対象になります。

## 停止期間

申し出があった日の翌日から4日後（土日休日を除く）から停止することができます。

例】9月1日（水）に申請があり、14日（火）まで連続して休む場合、  
7日（火）以降から調整の対象となります。

月	火	水	木	金	土	日
30	31	9/1 申請日	2	3	4	5
			1日目 2日目		→	
6	7	8	9	10	11	12
4日目以降調整対象		→				
3日目			4日目		5日目	
6日目			7日目		→	
13	14	15	16	17	18	19
8日目		9日目		→		
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	10/1	2	3

## 調整額と返金

給食費は月額集金になりますので、年度末に調整を行います。  
調整額は、一食単価×給食提供回数（日数）で算出します。

## 臨時休校等の場合

休校や学級閉鎖の場合は申請の必要はありません。

# 給食停止申請書

○給食停止申請書提出日 令和 年 月 日 ( )

※申し出があった日の翌日から4日後(土日休日を除く)から給食を停止できます。

○給食停止申請事由

○給食停止期間

令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

※連続する5日間以上(土日休日を除く)の休みが対象となります。

○児童氏名

年 組 氏名 ( )

○保護者氏名

印

※ 給食費は月額制になります。そのため差額は、年度末に調整します。よろしくお願ひします。

※ 休校や学級閉鎖の場合は提出の必要はありません。